

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	飯塚市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.iizuka.lg.jp/jyohokanri/mynumber/dokujiriyou.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条別表第1第8の項 就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第1条 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第一条	飯塚市児童・生徒就学援助規則(平成18年教育委員会規則第22号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等に寄与</u> することを目的とする。 学校教育法第1条 この法律で、 <u>学校</u> とは、 <u>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校</u> とする。	この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 <u>経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者</u> に対して与える <u>必要な援助</u> に関して必要な事項を定めることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		飯塚市児童・生徒就学援助規則
--------------	--	----------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	飯塚市児童・生徒就学援助規則 第3条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	就学援助申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	飯塚市児童・生徒就学援助規則 第2条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者の保護者に係る市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二省令 58 条 項 1 号 口	飯塚市児童・生徒就学援助規則 第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者の保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--